平成２６年（フ）第４４６５号
大阪府八尾市竹渕４丁目33―３　アビタシオン岸田407、住民票上の住所大阪府八尾市竹渕西４丁目17番地の16
債務者　橘　　将広
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５６１号
大阪市平野区加美西１丁目15番26号　マンションラフィーネ202号、前住所大阪市平野区加美西１丁目17番３―303号
債務者　山本　宏行
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７６６号
大阪市生野区中川２丁目２番10号　プレイス中川501号
債務者　原　やよい
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８８９号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目９番14号　三徳寮
債務者　原　　孝志
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９４３号
大阪市中央区千日前１丁目５番５号　川辺100ビル607
債務者　越智　　久
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２６号
奈良県大和郡山市満願寺町616番地７
債務者　西田久留美
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第７６６号
千葉市緑区あすみが丘５丁目72番地５　エステートピア幸Ｃ―204号
債務者　小泉　英二
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７９２号
千葉市若葉区西都賀３丁目24番９号　ドエルホワイト西都賀202号
債務者　妹尾　辰男
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８１８号
千葉市美浜区稲毛海岸４丁目９番１号　東映マンションＡ棟201号
債務者　草野　哲矢
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８３０号
千葉市中央区南町３丁目３番16号　緑森ビル２階Ｅ号
債務者　山内　　茂
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８５８号
千葉県市原市東五所25番地22　アーバン東五所122
債務者　島崎美榮子（旧姓新岡）
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８７１号
千葉県市原市惣社32番地１　惣社ハイツＡ202
債務者　本澤　啓子
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８７３号
千葉市花見川区千種町254番地25
債務者　大儀見寛子
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８７４号
千葉市花見川区千種町254番地25
債務者　大儀見千穂
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８８５号
千葉県市原市ちはら台東５丁目７番地14　ジュリアハイツ201
債務者　安本　　寛
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９３５号
千葉県市原市山田橋１丁目３番地11　キャンパス本郷Ａ204号
債務者　馬場　秀樹
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１１１号
北海道苫小牧市日吉町２丁目５番21号　ハピネスＡ203
債務者　小林　順子（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部